

登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組

2026年1月26日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、最近の新規上場会社等の会計不正事例の発生を真摯に受け止め、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、自主規制機関として、上場会社の監査の信頼性向上に向けた施策に取り組むこととしており、以下にその項目を記載しています。（【 】内はその施策の実施時期となります。）

資本市場の健全な発展のためにも、適切な新規上場等は活発に行われることが望ましく、IPO関係者を含む資本市場を取り巻く関係者と今後も連携・協力していくこととしています。

1. 個別事案審査を踏まえた対応

- (1) 最近の新規上場会社等の会計不正事例を踏まえて、会員向けに留意事項を取りまとめて公表しました。【2026年1月】
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260126kja.html
- (2) 上記の留意事項については、品質管理レビュー（通常レビュー）等を通じ、各事務所の取組状況を確認していきます。【2026年度レビュー】

2. 登録上場会社等監査人に対するモニタリングの強化

- (1) 登録上場会社等監査人の品質管理システムの運用状況のモニタリング（基準・手続／ガイドラインの策定）【策定周知2026年8月、2027年度レビューからレビューを通じた指導監督】
2022年改正公認会計士法においては、「上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないとき」等が監査人の登録拒否要件とされており、当協会では、主として、品質管理システムの整備状況に着目して登録審査を行ってきました。

今後は、登録上場会社等監査人に対して求められる監査事務所の品質管理システムの運用状況の着眼点を示し、それをベースにモニタリングを実施していきます。

また、個別監査業務においても、例えば、新規上場会社等の会計不正事例を踏まえ、品質管理システムの監査業務での運用に関する事項として、不正リスクの識別及び評価並びに対応手続等の項目に関して、レビュー手続において不備とする事項に関する重要度の判断目線を新たに設定（重要な不備事項に該当する要因となるものを具体化）・周知し、各事務所に対するレビューを通じた指導及び監督を行います。

- (2) 公認会計士法施行規則第94条（知識・経験を有する公認会計士の監査業務への関与）についてのモニタリングの実施【2026年度レビューから】

登録上場会社等監査人は、公認会計士法第34条の34の14の規定により、「被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制を整備しなければならない。」とされています。

これは、登録上場会社等監査人の要求事項です。登録上場会社等監査人は、要求されている体

制を監査の実施に当たっては運用していることが必要であり、当協会は、通常レビューの実施時に、上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類監査について十分な知識及び経験を有する公認会計士を関与させる体制の着眼点を踏まえ、監査事務所の状況を確認します。特に、A I を利用した取引や暗号資産（ブロックチェーン技術）を扱った取引等をビジネスとしている会社を被監査会社としている場合に注視して監査チームの体制を点検します。

3. 研修等を通じた会員の資質向上

当協会では、会員に C P D （継続的専門能力開発）制度を通じて、資質の維持・向上を求めており、法定監査業務に従事する会員に対して、「監査の品質及び不正リスク対応」及び「不正事例研究に該当する研修」を義務付けています。

これまでも、個別事案審査の結果を踏まえ、不正事例を「監査提言集」として会員に向けて共有を図っており、今後も継続的に不正事例の提供と研修を通じて、会員の資質向上に努めています。【2026 年度夏季研修】

4. 中小監査事務所連絡協議会を通じた支援策

中小監査事務所連絡協議会では、意見交換や研修の提供を通じて中小事務所の基盤整備、監査品質の向上の支援を行っています。近時の不正事案を踏まえて、今後も、継続的にこれらのチャネルを通じて、中小監査事務所の質の向上を図っていきます。【2025 年 11 月実施済/今後も継続的に実施】

5. その他（会員に周知を図る事項）

(1) 監査人交代時の交代経緯に関する守秘義務への対応について【2026 年 3 月】

会計不正事例を踏まえた取引所の対応として、「上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認」が掲げられており、取引所における 2024 新規上場ガイドブックの改訂版では、上場準備に係るアドバイザリー契約等を解除した場合を含め、前任者に対してもヒアリングを行う場合がある旨の明記が追加されています。また、主幹事証券会社によるヒアリングに際しても守秘義務の解除など会社に対して同様の環境整備を行うことを求めています。

I P O 関係者（取引所、主幹事証券会社、監査法人）がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して不正行為を防止していくことに資する観点から、新規上場を目指す会社の任意監査における監査人予定者及び監査人の監査業務の引継に加え、取引所等によるヒアリングにあたって、守秘義務の観点から監査法人等が対応すべき事項について、契約書ひな形等を通じて、改めて周知を図っていきます。

(2) 違法行為への対応について【2026 年 1 月】

以下の倫理規則上の対応について、改めて周知を図っていきます。

- ① 監査人が、不正な財務報告に関する法令違反等事実に対する適切な規制当局への報告がその状況においてとり得る適切な対応であると判断する場合、その報告は、倫理規則の R114. 3 に従って、業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められる正当な理由に該当すると判断され（倫理規則 R360. 26）、また、その報告は金融商品取引法第 193 条の 3（法令違反等事実発見への対応）の法令が適用されます。
- ② 監査人予定者が、法令違反等事実のは正を経営者や監査役等に促しても当該法令違反等事実のは正等の措置が行われない場合が考えられます。このような場合で、金融商品取引法第 193 条の 3 の直接の適用を受けない場合においても、公正で秩序ある資本市場に対する重要な影響を防止するために必要があると認めるときは、認識した法令違反等事実を規制当局へ報告する

ことの要否を検討することもあると考えられます（倫理規則 360.26A1JP）。

6. 中長期の施策【速やかな検討に着手】

上場会社の監査を行う監査事務所の場合には、より一層の監査品質向上の観点から、自主規制として、人的体制に関する要件の引上げを検討します。

- ※ 現在の公認会計士法では、監査法人としての最低社員数は、登録上場会社等監査人であるか否かに関わらず同数となっています。また、3年以上監査に従事した社員の人数も同様となっています。

以 上

<参考>

【法規・制度委員会研究報告 1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」（最終改正 2025/3/18）】

(13) 秘密保持義務その他受領情報の取扱い

- ① 受嘱者の一般的な秘密保持義務と、これが解除される以下のような正当な理由について合意する。
 - d. 受嘱者が、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく事情説明等の要請に応じる場合

【取引所 新規上場ガイドブック（2025/12/19 公表改訂内容）】

④公認会計士ヒアリング

申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。ヒアリングは公認会計士と二者間で行い、実施時期については申請会社及び主幹事証券会社に対してお伝えしていません。（注1、2）

（注1）なお、「Iの部」に添付する監査報告書等は上場承認までの提出とされていますが、重要な会計上の論点等は、上場申請までに申請会社及び監査法人との間で解決しておく必要があります。仮に、上場申請後に重要な会計上の論点等が解消されていないことが判明した場合には、審査期間を延長してその内容を確認することがあります。

（注2）最近3年間（基準事業年度の末日からさかのぼります。）において監査法人の交代（監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提とした上場準備に係るアドバイザリー契約等を解除した場合を含みます）が生じている場合、前任者に対してもヒアリングを行う場合があります。該当する申請会社（申請会社が未上場又は特定取引所金融商品市場上場会社である場合に限る）は新規上場申請までに前任者との間で守秘義務契約の解除などヒアリングが実施可能な環境を整備することが求められるほか、主幹事証券会社による上場適格性調査においても前任者にヒアリングを実施する場合があるため、主幹事証券会社に対する守秘義務契約の解除など、同様の環境整備を行うことが求められます。